

附帯決議案

私はただいま可決されました任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案に対し、〔
〕の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

一 成年後見制度に対する国民の理解を深めるための広報・宣伝を引き続き行い、制度の普及に努めること

二 制度を利用するために必要な経費について、可能な限り廉価で利用できるように関係各所に働きかけるほか、所得の低い者に対する支援の拡充を行うよう努めること

三 医療行為代諾特約に基づき、本人の意思が尊重された医療行為が行われるよう、特約についての医療現場での理解を深めるために必要な措置を講ずること

四 本法の実施状況を参考にしつつ、成年後見制度全般において、医療行為の代諾の仕組みを導入することの可否について、適切な時期に検討すること

五 本制度の適切な運営を確保するため、最高裁判所との密接な協力関係を構築すること

右決議する

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

附帯決議に対する政府発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。